

行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知 新旧対照表(案)

行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知(令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
[略]	[同左]
1-7 行政文書の管理に関する点検・監査等について	1-7 行政文書の管理に関する点検・監査等について
[略]	[同左]
3. 紛失等への対応	3. 紛失等への対応
[略]	[同左]
4. 実地調査	[加える。]
<u>① 内閣府は、第三者的観点から、法第9条第3項に基づき、文書管理上の問題発生時や、制度運営上、特定の行政文書の取扱いについて検討の必要が生じたときなどに、報告や関係資料の提出を求め、又は、実地調査をすることができる。その際、現場の状態等についてデジタル技術を活用しながら調査を行う場合がある。</u>	
[略]	[同左]

※備考：表中の [] の記載は注記である。